

事務連絡
平成 17 年 3 月 9 日

各関係機関・団体 様



福岡県久留米保健福祉環境事務所
(児童家庭第一係)

平成 15 年度「女性支援のあゆみ」の送付について

日頃より、当県の保健福祉行政の推進につきましては御配慮と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記について、福岡県女性相談所から発行されましたので、参考にさせていただきたく送付します。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂

上記小冊子が参っております。必要な方は当医師会事務局にて閲覧願います。

は じ め に

婦人保護事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

女性相談所は、売春防止法の施行に伴い売春を行うおそれのある女性の保護更生を目的に設置されましたが、平成13年10月に「DV防止法」が施行され、平成14年4月から配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担うこととなり現在に至っています。

女性相談所の平成15年度の一時保護来所相談の件数は402件であり、そのうち254件(63%)が配偶者からの暴力で依然として高い水準で推移しております。また、電話相談件数は1,594件のうち577件(36%)が配偶者からの暴力相談であり、現在でも多くのDV被害者が、加害者の下で生活されていると思料されます。

平成16年5月には、DV法が改正(平成16年12月2日施行予定)され、今までの被害者の救済は、必ずしも十分に行われなかったことから、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充等が規定されたところです。また、配偶者暴力相談支援センターは、「助言、関係機関との連絡調整」機能が付加される等より一層の被害者の保護や自立支援が求められているところです。

女性相談所は、配偶者からの暴力被害者を始め、離婚や借金等さまざまな問題を抱え相談に訪れた女性に対し、自立支援に努力してきたところでありますが、今後、より一層婦人保護事業を推進してゆく上で関係機関との連携が必要不可欠でありますので、今後とも関係機関のご協力をお願いいたします。

ここに、平成15年度の業務実績「女性支援のあゆみ」を取りまとめましたので、業務の参考として活用していただければ幸いです。

平成16年11月

福岡県女性相談所長 大 庭 英 樹

目 次

I 福岡県女性相談所の概況と沿革	1
II 女性相談所相談業務の状況	5
III 一時保護の状況	11
IV 婦人相談員の配置窓口・活動状況	15
V 婦人保護施設の概要	22

〈参考資料〉

● 売春防止法	25
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	29
● 婦人保護事業実施要領	39
● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の 施行に対応した婦人保護事業の実施について	47
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
● 婦人保護事業の実施に係る取扱いについて	51
(厚生省社会局生活課長通知)	
● 福岡県母子等一時保護委託実施要綱	54